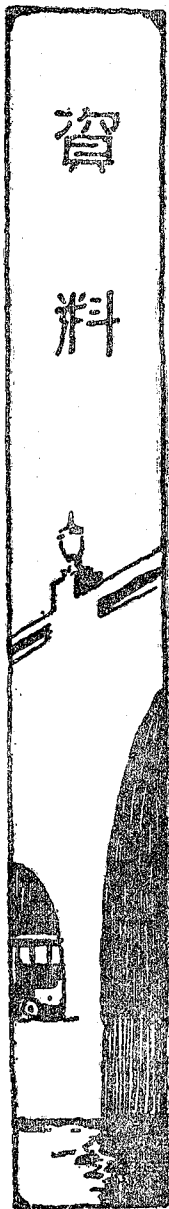


資料



自動車交通事業抵當法論考 (二)

田口二郎

第五節 財團の登記

自動車交通事業財團の登記には工場抵當法の多數の規定が準用せられる外、不動産登記法の準用がある(第四十七條第一項第二項)。其の登記取扱手續に付ては自動車交通事業財團抵當登記取扱手續(昭和八年九月三十日)があるが、之に別段の規定ある場合を除くの外は不動産登記法施行細則に従はねばならない(登記取扱手續第一條)。

第一款 管轄登記所

(一) 管轄登記所

自動車交通事業財團に關する登記の管轄登記所は其の財團の所有者たる會社の本店の所在地を管轄する區裁判所又は其の出張所であつて、其の登記事務は商業登記を取扱ふ登記所で取扱ふのである(第四十六條第一項、登記取扱手續第二條)。

(二) 本店所在地の變更と管轄登記所

自動車交通事業財團の所有者たる會社の本店が、一登記所の管轄地から他の登記所の管轄地に移轉した場合、又は財團の所有權が一登記所の管轄地に本店を有する會社から

他の登記所の管轄地に本店を有する會社に移轉した場合に
は、何れも新本店の所在地を管轄する區裁判所又は其の出
張所が管轄登記所となることは多く謂ふを俟たない處であ
るが、新管轄登記所に於て登記事務を取扱ふに至る時期、
それ迄の登記手續、新舊兩本店所在地に於ける登記所の登
記移記に關する手續等は特別の定めによつて之を明らかに
して置かなければならない(第四十六條第二項)。之に付て
自動車交通事業財團抵當登記取扱手續は其の第三條、第二
十條、第二十一條、第二十四條乃至第二十六條に於て詳細
の定めを爲してゐる、以下就て概説しよう。

(イ) 舊本店所在地の登記所に於ける手續。 財團の所
有者たる會社が本店を一登記所の管轄地より他の登記所の
管轄地に移したときは遲滞なく舊本店の所在地の登記所に
所有權登記名義人の表示の變更登記申請を爲さねばならな
い。「所有權登記名義人の表示」とは所有權登記名義人の氏
名又は名稱、住所又は事務所を謂ふのであつて、此の場合
には會社の本店の所在地即ち住所(商法第四十四條)が變つ

たのであるから、其の變更登記を爲さねばならないのであ
る。

次に財團の所有權が一登記所の管轄地に本店を有する會
社より他の登記所の管轄地に本店を有する會社に移轉した
場合には舊本店所在地の登記所に所有權移轉登記の申請を
せねばならない。尙所有權登記名義人の表示の變更登記申
請にも、所有權移轉登記申請にも自動車交通事業財團目錄
の寫を提出することを要する、但し此の寫は抹消に係らな
い部分のみを記載したものでよいのである。

登記所で此の所有權登記名義人の表示の變更登記又は所
有權移轉登記を完了したときは、登記官吏は遲滞なく登記
簿(財團目錄を含む)の謄本及附屬書類を新本店の所在地
の登記所に移送せねばならない、此の登記簿の謄本は抹消
に係らない登記のみを記載したものを以て足るのである
し、前述した處に従て登記申請人が財團目錄の寫を提出し
たときは、登記官吏は之を用ひて財團目錄の謄本を作成す
ることを得る。此の登記簿謄本及附屬書類の移送を了する

までは舊本店所在地の登記所に於て、當該自動車交通事業財團に關する各種登記の事務を取扱ふのである。されば、茲に所謂移送の完了は登記事務の取扱が舊本店所在地の登記所より新本店所在地の登記所に移る限界時點となる。

(H) 新本店所在地の登記所に於ける手續。新本店所在地の登記所が右の移送を受けたときは登記官吏は移送を受けた登記簿の謄本に依つて登記を爲さなければならぬ。此の登記を爲すには登記用紙中登記番號欄に其の登記簿に於ける登記の順序を追つて新な番號を記載し、其の左側に前登記の登記番號を表示する、表示番號欄及順位番號欄には新なる番號を記載し其の左側に前登記の番號を表示するのである、表示欄及事項欄に爲した登記の末尾には前登記の登記所の名稱、登記簿の謄本に依り登記を移したる旨及其の年月日を記載し登記官吏が捺印する事を要する。

尙右の登記を了したるときは、登記官吏は舊本店所在地の登記所に其の旨を通知し、舊本店所在地の登記所が此の通知を受けたならば登記官吏は登記用紙を閉鎖すべきであ

る。

第二款 財團登記簿

(一) 財團登記簿の備付

自動車交通事業財團登記簿と謂ふのは自動車交通事業財團に關する權利の保存、設定、移轉、變更、消滅等に付て登記を爲す爲の帳簿であつて、地方裁判所長が之を調製するものである(登記取扱手續第四條)。

自動車交通事業財團登記簿は一箇の財團に付一用紙を備ふるものであり(第四十七條第一項、工第十九條)、其の一用紙を登記番號欄、表題部及甲乙の二區に分ち、表題部に表示欄、表示番號欄を設け、甲乙の各區にはそれ〴〵事項欄、順位番號欄を設くる。登記番號欄には各財團に付登記簿に始めて登記を爲した順序を記載し、表示欄には自動車交通事業財團の表示及其の變更に關する事項を記載することを要する。「財團の表示」を記載すると謂ふのは、既に述べた通財團は企業手段たる有形無形の多數の財産を以て組成せらるゝのであつて、之等多數の財産を一々記載しなければ、

如何なる財團であるかを認識し得ない様では、誠に不便であるから、簡便な方法に依り一見して、何處に於て行はるゝ、如何なる状態の事業に於ける財團であるかを認識し得る様に記載することを意味するのであつて、之が爲に登記官吏は「財團の表示」として表示欄に、登記申請書記載事項の一部たる左の事項を記載することを命ぜられてゐる（第四十七條第三項、登記取扱手續第二十二條）。

(イ) 自動車交通事業財團の設定せらるゝ事業の表示
(ロ) 自動車運輸事業の爲の財團に在りては其の事業の行はるゝ路線の表示

(ハ) 自動車道事業の爲の財團に在りては之に屬する一般自動車道の表示

(ニ) 免許に有効期間の指定あるときは其の期間
(ホ) 免許に條件が附せられたるときは其の條件

尚之等の各事項に付ては款を改めて説述する。次に表示番號欄には、表示欄に上述の登記事項を記載した順序を記載する。それから甲區事項欄には所有權に關する事項を、

乙區事項欄には抵當權に關する事項を、それ／＼記載し、順位番號欄には事項欄に登記事項を記載したる順序を記載するのである（第四十七條第一項、工第二十條）。此の自動車交通事業財團登記簿は各登記所に之を備付けて置かねばならないのである（第四十七條第一項、工第十八條）。

尚既に述べた處の如く財團所有權保存登記申請に方り事業者が登記所に提出した財團目録は、登記が完了すれば右の登記簿の一部と看做され、其の記載は登記と看做されるのであつて、登記所に於ては永久に之を保存しなければならぬ（登記取扱手續第三十條）。

(二) 財團登記簿の謄本、抄本の交付並に閱覽

財團目録に付て一言した如く、財團登記簿は何人と雖も手數料を納付して其の謄本又は抄本の交付を請求することが出來、又利害の關係ある部分に限り之を閱覽することが出來るし、手數料以外に郵送料を納付するならば謄本又は抄本の送付を請求することも可能である（第四十七條第二項、不第二十一條）。此の手數料は閱覽に付ては金十五錢、謄本

又は抄本の交付請求に付ては其の用紙一枚に付金十五錢であり、何れも交付又は閲覧申請書に收入印紙を貼附して納むべきものである（昭和八年九月三十日司法省令第三十四號自動車交通事業財團登記簿ノ謄本若ハ抄本ノ交付又ハ登記簿若ハ其ノ附屬書類ノ閲覧ヲ請求スル者ノ納ムベキ手数料ノ件、参照）。尙謄本又は抄本の交付請求者が自ら財團の目録を提出すれば登記所は其の書面を用ひて謄本又は抄本を作成してやることも出来る（第四十七條第二項、不第二十一條ノ二）。

(三) 財團登記簿の閉鎖

自動車交通事業財團登記簿は左の事由ある場合には其の登記用紙中相當欄に其の旨を記載し、登記々載を抹消して其の用紙を閉鎖すべきである（第四十七條第一項、工第四十八條）。

(イ) 所有權保存登記が其の效力を失ひたるとき

(ロ) 抵當權の登記が全部抹消せられたるとき

(ハ) 本店所在地の變更又は財團所有權の移轉の場合に舊本店所在地の登記所が新本店所在地の登記所よ

り移記登記を終つた旨の通知を受けたるとき（登記取扱手續第二十六條）。

財團登記簿閉鎖事由たる右の事項は何れも事業の行政監督上重要な關係があるから、財團登記用紙を閉鎖したときは、登記所は直に（イ）財團の表示、（ロ）財團所有者の名稱及住所、（ハ）閉鎖の事由、（ニ）閉鎖年月日を掲げて財團の用紙を閉鎖した旨を主務大臣即ち自動車運輸事業に關しては鐵道大臣、自動車道事業に關しては内務大臣及鐵道大臣に通知しなければならぬ（第四十六條第三項第二號、登記取扱手續第二十八條第二項）。

第三款 財團登記申請書

自動車交通事業財團の登記申請書には左の事項を記載することを要する（第四十七條第三項）。

(イ) 申請人の氏名、住所若し申請人が法人なるときは其の名稱及事務所（申請人は株式會社であるから當然、名稱及本店となるべきである）

(ロ) 代理人に依り登記を申請するときは其の氏名、住

所

(ハ) 登記原因及其の日附

(ニ) 登記の目的

(ホ) 登記所の表示

(ヘ) 年月日

(ト) 自動車交通事業財團の設定せらるゝ事業の表示

(チ) 自動車運輸事業の爲の自動車交通事業財團に在り

ては其の事業の行はるゝ路線の表示

(リ) 自動車道事業の爲の自動車交通事業財團に在りて

は之に屬する一般自動車道の表示

(ヌ) 免許に有効期間の指定あるときは其の期間

(ル) 免許に條件が附せられたるときは其の條件

右の中(イ)乃至(ヘ)は不動産登記法第三十六條第三號乃

至第八號に依り要求せられる處であつて特に説明を要しな

い。(ト)乃至(ル)は新に自動車交通事業法に於て要求せら

れたもので、曩にも述べた通財團の種別状態を簡便に表は

す、所謂財團の表示に該當し、登記簿の表示欄に記載さる

べきものである。

(ト)財團の設定せらるゝ事業の表示とは自動車運輸事業

又は自動車道事業の別を意味すること申す迄もないが、自

動車運輸事業の場合には更に事業種別即ち旅客運送又は物

品運送の別を記載することを要する、兩種の運送を行ふの

であれば兩方を記載すべきこと勿論であらう(登記取扱手續

第六條)。

(チ)及(リ)の路線又は一般自動車道の表示を爲すには、

其の起點及終點、主なる經過地並に延長を記載しなければ

ならない(同第六條)。此の(チ)及(リ)は同一事業者が其の

兼營する自動車運輸事業と自動車道事業とに關するものを

合して一個の財團を設定した場合には兩方を記載する必要

があるが、さもないときは、何れか一方のみ記載すべきで

ある。

尙主務官廳の免許、許可又は認可を要する事項の登記を

申請する場合には、右の申請書に主務官廳の免許書、許可

書若は認可書又は其の認證ある謄本を添附しなければなら

ないし、財團に屬すべき自動車に付登記を申請するに方つては申請書に自動車の登録簿を證する主務官廳の書面を添附することを要する（登記取扱手續第七條第八條）、此の登録は自動車交通事業法第八條の規定に依る登録で、何人と雖も自動車登録簿の記載事項を記載した書面を地方長官に提出して其の相違なき旨の認證を申請することが出来ることになつてゐる（昭和八年八月五日 自動車登録規程第八條）。

第四款 財團の所有權保存登記

曩に述べた通、自動車交通事業財團は財團登記簿に所有權保存の登記を爲すに依つて設定せられるのであつて（第四十三條第一項）、其の登記手續は可成り複雑であるが、其の概要を以下説明しよう。

(一) 登記申請人の手續

自動車交通事業財團に屬すべき土地又は建物で、未登記のものがあつたならば、事業者たる株式會社は財團設定以前に於て、不動産登記法の定むる處に従ひ、普通の所有權保存登記を受けて置かなければならない（第四十七條第一項、

工第十二條）。

さて自動車交通事業財團に付所有權保存登記の申請を爲す場合には、管轄登記所に左に掲げる書面を提出することを要する（第四十七條第一項、工第二十二條第一項、不第三十五條第一項）。

(イ) 申請書

(ロ) 登記原因を證する書面

(ハ) 登記義務者の權利に關する登記濟證

(ニ) 登記原因に付第三者の許可、同意又は承諾を要するときは之を證する書面

(ホ) 代理人に依りて登記を申請するときは其の權限を

證す書面

(ヘ) 自動車交通事業財團目錄

申請書に付ては前款に述べた通である。財團所有權保存登記申請には登記原因を證する書面がないから、其の旨を申請書に記載して置けばよからう（不動産登記法施行細則第四十條）、尙本申請には登録税を納むる必要はない。財團目

録は既に述べた通所定の方法に従ひ財團組成物件の表示を掲げ申請人之に署名捺印しなければならない。

(二) 登記所の手續

(イ) 登記ある財團組成物件(第四十七條第一項、工第二十條)

財團組成物件中の不動産、不動産上の権利たる地上權、賃借權、地役權等の如き登記あるものに付ては、財團所有權保存登記の申請があつた場合、登記官吏は職權を以て其の登記用紙中相當區事項欄に財團に屬すべきものとして其の財團に付所有權保存登記の申請があつた旨並に申請書受付年月日及受付番號を記載する。若し之等のものが他の登記所の管轄に屬してゐるときは、遲滞なく右の記載事項を其の管轄登記所に通知することを要する。而して登記官吏は申請人をして、此の通知を爲すに必要な不動産の目録を提出せしむることが出来る(登記取扱手續第九條)。右の通知を受けた登記所に於ける、登記官吏は其の登記用紙中相當區事項欄に、財團に屬すべきものとして其の財團に付所

有權保存登記の申請ありたる旨、並に申請書受付の年月日、受付番號を記載し、其の登記簿の謄本を、通知を爲したる登記所に送付せねばならない、但し右の謄本には抹消に係る事項を記載する必要はないのである。

以上述ぶる如く財團に屬すべきもので、登記あるものに付て、財團所有權保存登記の申請があつた旨の記載を爲した後は、其のものは、財團所有權保存登記が完了するならば財團に屬するに至るものであることが公示されたのであるから、其の効果として、讓渡し又は所有權(自己の)以外の權利の目的と爲すことを禁ぜられるし、競賣申立の登記があつた場合にも、所有權保存登記の申請が却下されざる間及其の登記が效力を失はざる間は競落を許す決定を爲すことが出来ないのである(第四十七條第一項、工第二十九條、第三十條)。但し右の記載があつた後に於ても、差押、假差押、假處分の登記又は先取特權保存の登記を申請することは別に差支ない、さりながら之等の登記も財團に抵當權設定の登記があつたときは其の效力を失ふに至るのである

(第四十七條第一項、工第三十一條)。

(ロ) 動産たる財團組成物件(第四十七條第一項、工第二十四條)

財團に屬すべきものは他人の権利の目的となり又は差押、假差押、假處分の目的となつてゐてはならないのであるが、動産に付ては登記等に依り其の物が斯る状態に在るか、どうかを直に知る方法が無いので、財團所有權保存登記の申請があつた場合には、登記官吏は、一ヶ月以上三ヶ月以下に於て適當な期間を定め、官報を以て財團に屬すべき動産に付權利を有する者又は差押、假差押、假處分の債權者は其の期間内に其の權利を申出づべき旨を公告しなければならぬ。此の公告は所有權保存登記の申請が右の期間の満了前に却下されたならば、もはや其の必要がないのであるから遲滞なく之を取消すべきである。

右の期間内に權利の申出があつたならば登記所は遲滞なく其の旨を所有權保存登記申請人に通知することを要する(第四十七條第一項、工第二十六條)。此の場合に申請人は相當

の處置を講じ、後述の如く一定の期間内に此の申出の取消を爲さしむるか又は申出の理由なきことを證明しなければ所有權保存の登記申請は却下されることとなる。

又若し右の期間内に權利の申出が無かつたならば、所有權保存登記の申請が却下せられず、或は又其の登記が失効しない限り、事實の如何に拘らず權利は存在せざるものと看做され、差押、假差押、假處分は其の效力を喪失する。

蓋し財團組成物件としての動産の地位を確定せしめんが爲に外ならない(第四十七條第一項、工第二十五條)。

財團に屬すべき動産は、右公告の効果として、公告のあつた後は之を讓渡し又は權利(自己の所有權を除く)の目的と爲すことは出来ない、差押があつても所有權保存登記の申請が却下されない間及其の登記が效力を失はない間は競落を許す決定を爲すことが出来ないものである。又公告後に於て、差押、假差押若は假處分することは固より差支ないが、之等は抵當權設定の登記が財團に付て爲されたときは其の效力を失ふに至るのである(第四十七條第一項、工三十

三條。

(ハ) 申請の却下

財團所有權保存登記の申請に付左の事由ある場合には、登記官吏は理由を附したる決定を以て申請を却下することを要する。但し申請の欠缺が補正することの出来るものであつて申請人が即日之を補正したときは此の限りでない。(第四十七條第一項、工第二十七條、不第四十九條)。

(a) 事件が其の登記所の管轄に屬しないとき

(b) 事件が登記すべきものでないとき

(c) 當事者が出頭しないとき

(d) 申請書が方式に適合しないとき

(e) 申請書に掲げた不動産又は登記の目的たる権利の表示が登記簿と抵觸するとき

(f) 不動産登記法第四十二條に掲げたる書面を提出したる場合を除く外申請書に掲げたる登記義務者の表示が登記簿と符合しないとき

(g) 申請書に掲げた事項が登記原因を證する書面と符合

しないとき

しないとき

(h) 申請書に必要な書面又は圖面を添附しないとき

(i) 登録税を納付しないとき(財團所有權保存登記の申請には登録税を要しないこと前に述べた通りであるから本項に依り却下せられることはない)

(j) 登記簿又は其の謄本に依り財團に屬すべきものが他人の権利の目的たること又は差押、假差押、假處分の目的たること明白なとき

(k) 財團目録に掲げたものゝ表示が登記簿若は其の謄本と抵觸するとき

(l) 財團に屬すべき動産に付權利を有する者又は差押、假差押若は假處分の債權者が其の權利を申出た場合に於て遅くとも官報で申出を催告した期間満了後一週間内に其の申出を取消さないとき又は其の申出の理由なきものであることの證明されないとき

以上の事由に基き登記官吏が所有權保存登記の申請を却下した場合には、申請を受けた際に、財團に屬すべきもの

で登記あるものに付て爲した記載を抹消しなければならぬ。若し申請を受けた際に其の旨を他の登記所に通知したい場合に於ては、申請を却下した旨も遅滞なく通知すべきである。他の登記所が此の通知を受けたときは、前に申請受付の通知に依つて爲した記載を抹消せねばならないのである(第四十七條第一項、工第二十八條)。尙財團に屬すべき動産に付ての官報に於ける權利申出催告期間満了前に申請が却下せられた場合には、登記官吏は遅滞なく官報公告を以て之を取消して置かねばならないこと曩に一言した通である。

(ニ) 所有權保存の登記(第四十七條第一項、工第三十四條) 登記所に於て上述(イ)(ロ)の手續を終り、申請が却下せられなければ登記官吏は遅滞なく財團所有權保存登記を爲すことを要し、之を爲したるときは其の財團に屬したるもの、登記用紙中相當區事項欄に自動車交通事業財團に屬したる旨の記載をしなければならぬ。若し其の記載すべきものが他の登記所の管轄に屬するときは、其の記載事項を其

の登記所に通知することを要する。此の場合にも登記官吏は通知を爲すのに必要な不動産の目録を申請人をして提出させることが出来る(登記取扱手續第九條)。通知を受けた登記所は當該登記用紙中相當區事項欄に、財團に屬したる旨の記載を爲すべきである、但し此の場合には、申請受付通知を受けた場合と異り、右の記載後其の登記簿の謄本を通知を爲した登記所に送付する必要はないのである。

第五款 財團目録變更登記

自動車交通事業財團目録に掲げたる事項に變更を生じたときは、其の所有者は遅滞なく財團目録の記載の變更登記を申請せねばならない。此の場合には其の申請書に抵當權者の同意書又は之に代るべき裁判(代用判決)の謄本を添附することを要する(條四十七條第一項、工第三十八條)。尤も抵當權設定前財團所有權保存登記有効期間(工第十條)中に變更を生じた場合には、申請書に抵當權者の同意書又は其の代用判決謄本の添附を要しないこと謂ふ迄もない。

財團に屬するものに變更を生じた場合、例へば、財團

組成物件たる建物の増築改築、地上権の範圍の増減、賃借權の變更等のあつた場合、又は新に他のものを財團に屬せしめた場合に變更登記の申請を爲すときは、變更したるもの又は新に屬せしめたもの、表示を掲げた目錄を提出することを要する。此の場合に登記官吏は、其の目錄を自動車交通事業財團目錄に編綴し、其の綴目に契印して置かねばならない（第四十七條第一項、工第三十九條）。尙又右の財團に屬するものに變更を生じたる場合の變更登記申請があつたときは、從來の目錄中其のもの、表示の側に、其のものに變更を生じた旨、申請書受付年月日及受付番號を記載すべきであるし、新に他のものを財團に追屬せしめたるに因り變更登記の申請があつた場合には、從來の目錄の末尾に、新に他のものを財團に屬せしめたる旨、申請書受付の年月日及受付番號を記載するを要するのである（第四十七條第一項、工第四十條、第四十一條）。次に此の新に他のものを追屬させたことに因る變更登記申請があつた場合には、其の新なものに付ては初めて財團所有權保存登記の申請があつた場合

と全く事情を同じくするものであるから、其のものが登記あるものであるか、動産であるかの別に從て登記官吏は財團所有權保存登記申請に付て述べたと同様の手續を履踐しなければならぬ。言ひ換へるならば、既登記用紙中に申請のあつた旨並に申請受付年月日及受付番號の記載、此の記載を爲さしむる爲の他の登記所への通知、動産に對する官報公告及權利申出ありたる旨の變更登記申請人への通知、一定の場合には申請の却下等の手續を行はねばならない。從て之等手續の効果たる、一定期間内に動産に對する權利申出なき場合の權利の失效、財團に屬すべき物件の處分禁止並に競落許可決定の不能等に關する規定及抵當權設定登記に因る差押、假差押、假處分又は先取特權保存登記の失效に關する規定は總て此の場合に準用せられるのである（第四十七條第一項、工第四十三條）。

財團組成物件が減失したこと、又は抵當權者の同意を得て之を他に讓渡した等の爲に財團に屬せざるに至つたと、を原因として變更登記の申請があつたときには、登記

官吏は從來の目錄中其の變更登記の目的たるものゝ表示の側に、其のものが滅失した旨又は財團に屬せざるに至つた旨並に申請書受付年月日及受付番號を記載し、其のものゝ表示を朱抹せねばならない。而して此の滅失し又は財團に屬せざるに至つたものが登記のあるものであつたならば、其のものゝ既登記用紙中相當區事項欄に、滅失し又は財團に屬せざるに至つた旨を記載し、且所有權保存登記申請受付の際爲した記載並に所有權保存登記の際に爲した記載を抹消することを要する。若し之等の滅失物件又は分離物件が他の登記所の管轄に屬してゐるときは、滅失又は財團より分離せる旨を遲滞なく管轄登記所に通知すべきであり、登記官吏は申請人をして、此の通知に必要な不動産の目錄を提出せしむることが出来る。通知を受けた登記所は、其のものゝ既登記用紙中相當區事項欄に、滅失、分離の旨を記載し、所有權保存登記申請通知に基き爲したる記載及所有權保存登記通知に基き爲したる記載を抹消せねばならないのである（第四十七條第一項、工第四十二條、第四十四條、登

記取扱手續第九條）。

尙此の財團目錄變更の登記申請には、財團所有權保存登記の申請と異り、登録税法の定むる處に従て一件毎に金二圓の登録税を納むるを要することを注意すべきである（登録税法第三條ノ六）。（未完）

郵便事務は我日本が一等地をぬいて居るとは郵便局員となつたものは上司からよく聞かされておる所である。又實際さうだらうと考へて僕も數年間アノいそがしい事務で生活したことがある、ですが郵便に故障があると往來不通になつたと同様ののである。工業毎日新聞（二、二五）の記事には驚いた、ポストへ投函するにも餘程氣を付けなければならぬ。その記事によると「郵便物が二三年甚しいのになつて十年も遅れて配達になることが珍らしくない、どうしてこんなにも永い間郵便局に暖められかと云ふにそれは局の設備が不用意であるからだと言はねばならぬ……横濱鶴見間區五五七號ポストの内部をご覽しるだ、葉書二枚まだにはさまつたまゝで去年から越年してゐるだらう……」である。それが事實なればポストの内部構造を改良する必要がある、局のスタンプ押しや配送に如何に努力してもポストの腹中に滞留して居つては局員の努力は水の泡だ餘り下級員ばかりを叱らないでポストの方にも警告してもらいたいものだ、郵便道の爲めに本誌をかりて一言するよ。（汐見生）